

## 働く

WORK

## 移住する・支える

MIGRATE / SUPPORT

## 概要

OVERVIEW

### 【生涯活躍促進施設】

コミュニティ・マルシェには、各種資源を活かした多世代の活躍の促進を図るため、生涯活躍促進施設として、「まちおこしカフェ」、「シェア・オフィス」「マルシェ研修室」があります。[まちおこしカフェは、9月中旬にオープン予定です。]

### ● まちおこしカフェ

まちおこしカフェは、地域の振興を目的として、次の事業を行います。

- 1— 飲食物(地域特産品に限る。)の販売に関する事業
- 2— 地域特産品(町[地域振興に関する連携協定等を締結した自治体を含む。]の産物を主原料とした産品又は町内の事業所で製造した加工品をいう。)の展示及び販売に関する事業
- 3— 地域交流及び地域の振興を目的とする事業

### ● シェア・オフィス

シェア・オフィスは、仕事や学習の場を提供することにより、新たな起業を支援する施設です。全部で8室あります。

### ● マルシェ研修室

マルシェ研修室は、各種資源を活かした多世代の活躍の促進を図るために各種研修等を開催する施設です。まちおこしカフェの事業と連携することも可能です。

### 【移住交流推進施設】

コミュニティ・マルシェには、空き家等への移住及び安心して住み続けられるまちを支える地域包括ケアシステムの推進を図るため、移住交流推進施設として、「移住推進センター」と「ニュータウンふくしプラザ」があります。

### ● 移住推進センター

移住推進センターは、次の事業を行います。

- 1— 空き家バンクシステム(地方公共団体が空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度をいう。)を活用した各種情報の収集及び提供に関すること。
- 2— 本町への移住に関する相談、支援に関すること。
- 3— 暮らしに関する公益的サービスの研究及び提供に関すること。

### ● ニュータウンふくしプラザ

ニュータウンふくしプラザ(ミーティング室を含む)は、次の事業を行います。

- 1— 地域福祉の推進に関すること。
- 2— 抛り所づくりに関すること。
- 3— ボランティア活動の支援に関すること。
- 4— 各種相談支援事業に関すること。
- 5— 地域見守り支援ネットワークに関すること。

### コミュニティセンターの敷地及び建物の概要

施設用途	コミュニティセンター (集会所、店舗、事務所)
構造	S造+RC造+SRC造
規模	地上3階/地下0階
建築面積	1,894.07m <sup>2</sup>
延床面積	3,787.84m <sup>2</sup>

### 鳩山町コミュニティ・マルシェの施設概要

施設名	延床面積
① 移住推進センター	約80m <sup>2</sup>
② ニュータウンふくしプラザ	約140m <sup>2</sup> - サロン約100m <sup>2</sup> - ミーティングスペース約40m <sup>2</sup>
③ まちおこしカフェ	約110m <sup>2</sup>
④ シェア・オフィス	約70m <sup>2</sup> - ドア付きスペース: 約5m <sup>2</sup> ×4室 - ドアなしスペース: 約4m <sup>2</sup> ×4室
⑤ マルシェ研修室	約40m <sup>2</sup>
⑥ その他	約346m <sup>2</sup>
合計	約786m <sup>2</sup>

## 鳩山町 コミュニティ・ マルシェ

埼玉県比企郡  
鳩山町  
松ヶ丘1-2-4

H A T O Y A M A  
C O M M U N I T Y  
M A R C H É

1-2-4 Matsugaoka,  
Hatoyama,  
Hiki, Saitama  
TEL: 049-272-7528

情報誌

【くるる】

マルシェ情報誌「くるる」第1号[平成29年7月発行] | 内容鳩山町コミュニティ・マルシェ施設案内[暫定版]  
編集・発行 鳩山町・マルシェ指定管理者 株式会社アール・エフ・エー

vol.

# Kururu

「職・福・住」の  
好循環を生み出す  
“地域生活市場”

# 01



## 1 | 施設整備の経緯

ニュータウンアクティブ化をめざして

鳩山町は、国の「地方創生加速化交付金」の採択を受け、鳩山ニュータウン地域のアクティブ化を目的とした「鳩山町生涯活躍のまち構想推進による住宅団地アクティブ化事業」を進めています。

鳩山町コミュニティ・マルシェは、この住宅団地アクティブ化事業を具体的に展開するため、空き店舗を町が取得して整備した複合的拠点施設です。

## 2 | 施設の概要

タウンセンター内の  
空き店舗を再活用

鳩山町コミュニティ・マルシェは、鳩山ニュータウンのタウンセンター内に、行政と民間の複合施設として整備したコミュニティセンター(集会所、店舗、事務所で構成)の1階部分の旧物販ゾーン(旧西友リビング館)の再活用施設です。

[1 | 名称]

鳩山町コミュニティ・マルシェ

[2 | 所在地]

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目2番4号

## 3 | 指定管理者

株式会社アール・エフ・エーを選定

町では、この施設の開設にあたって、「町民参加型で、自立性が高く、魅力的な管理運営」を達成できる法人または団体(企業、自治会、NPOなど)を指定管理者として公募型プロポーザル(提案)方式により募集し、株式会社アール・エフ・エーが選定されました。

[指定管理者]

株式会社アール・エフ・エー

● 総合ディレクター: 藤村龍至

● コーディネーター: 菅沼朋香

## 働く

【職】楽しく学び働く「生涯活躍のまち」

## 支える

【福】地域包括ケアをみんなで支える「安心なまち」

## 移住する

【住】移住者の心を捉える「魅力なまち」



特集

# 鳩山町コミュニティ・マルシェとは

# 働く。WORK

## まちおこしカフェ

MACHIOKOSHI-CAFE

### カフェ運営

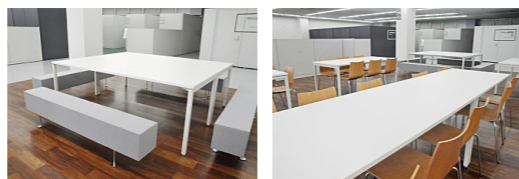
カフェの運営は、カフェ運営者・出品者・指定管理者が行います。

### カフェ利用

カフェは、地域特産品を有料で販売する施設です。  
無料の休憩施設ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

### カフェ運営者・出品者 | 募集案内をご覧ください。

- まちおこしカフェは、鳩山町の活性化を目的として「地域特産品」を販売する施設です。
- 「カフェ運営者」は、自ら生産加工した地域特産品を、まちおこしカフェで販売するとともにレジ処理などのカフェ運営をしていただきます。
- 「カフェ出品者」は、販売コーナーに地域特産品を出品しカフェ運営者に販売を委託します。



## シェア・オフィス

SHARE OFFICE

### ご利用

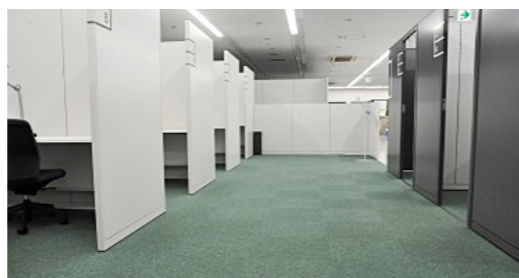
シェア・オフィスは、起業や学習を支援する施設です。1か月間の継続利用も可能です。利用予約や利用申請は、指定管理者にお問合わせください。

### 利用料金

右の表のとおりです。なお、当分の間、17時から20時の利用はできません。

### 利用料金

オフィスA	9時—12時	400円
A-1からA-4の4室	13時—17時	500円
●ドア付き広スペース	17時—20時	400円
	1か月	15,000円
オフィスB	9時—12時	300円
B-1からB-4の4室	13時—17時	400円
●ドアなし小スペース	17時—20時	300円
	1か月	10,000円



## マルシェ研修室

INNOVATION SPACE

### ご利用

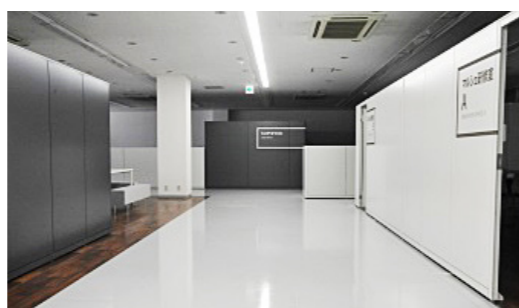
マルシェ研修室は、まちおこしカフェやシェア・オフィスとの連携を想定した多目的研修室です。利用予約や利用申請は、指定管理者にお問合わせください。

### 利用料金

右の表のとおりです。なお、当分の間、17時から20時の利用はできません。

### 利用料金

研修室A	9時—12時	500円
研修室B	13時—17時	700円
	17時—20時	500円
研修室Aと 研修室Bを 一体利用する場合	9時—12時	1,000円
	13時—17時	1,400円
	17時—20時	1,000円



# 支える。SUPPORT

## ニュータウンふくしプラザ

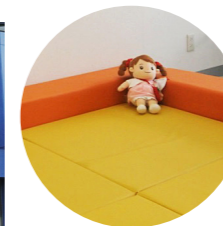
NEW TOWN WELFARE PLAZA

### プラザの運営

ニュータウンふくしプラザは、これまでと同様に、社会福祉協議会が、ボランティアの皆さんの協力をいただきながら運営していきます。

### プラザの利用

原則として、どなたでも自由に、無料でご利用いただけます。キッズコーナーもありますので、お子さんといっしょに、ご利用ください。



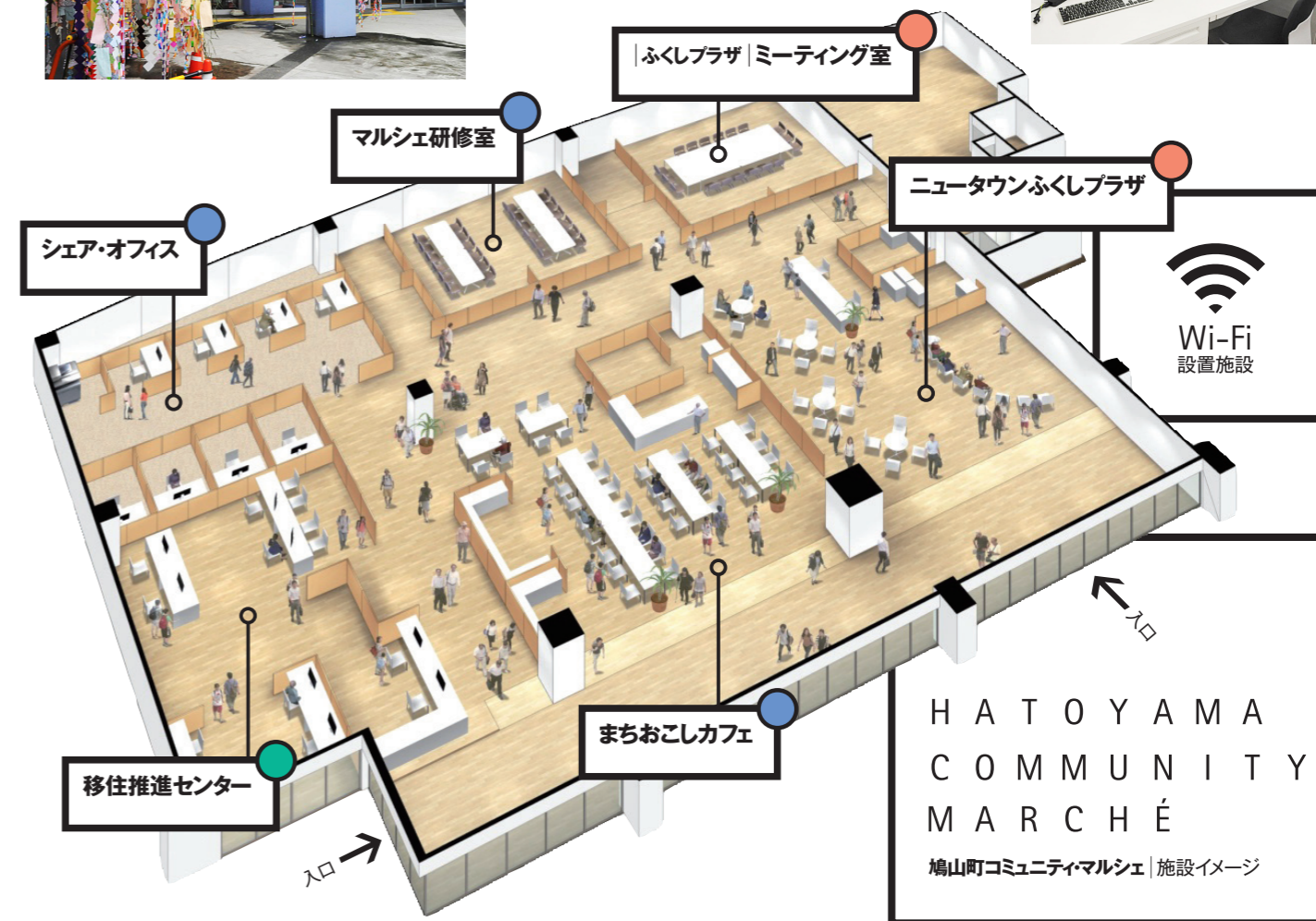
# 移住する。MIGRATE

## 移住推進センター

MIGRATION PROMOTION CENTER

### 移住推進センターの運営

移住推進センターは、空き家バンクシステムを運用しながら、移住推進に関する業務を行います。  
また、シェア・オフィス、マルシェ研修室の貸出を行うなど、指定管理者が常駐し、コミュニティ・マルシェが魅力的で効果的な施設となるよう、総合的に運営します。



### コミュニティ・マルシェの開館時間及び休館日

施設名	開館時間	休館日	備考
● 移住推進センター	午前 9時から午後 5時まで	休日、12月29日から	1 休日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日。
● ニュータウンふくしプラザ	午前 10時から午後 5時まで	翌年の1月3日までの間	2 町長が特に必要と認める場合には、施設の利用時間を、午後 8時まで延長することができます。
● まちおこしカフェ	午前 10時から午後 5時まで		
● シェア・オフィス	午前 9時から午後 5時まで		
● マルシェ研修室			